

随意契約締結状況（100万円以上）

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約 にかかる 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項（備考）
1	自動火災報知設備の整備 (島根県赤十字血液センター)	総務部経理課 広島市中区千田町 2丁目5-5	令和5年7月4日	和幸電通株式会社 (島根県松江市古志原2-22-14)	1,100,000円	日本赤十字社会計規則第36条第5項 及び同規則施行細則第35条第1号に 該当するため。	
2	チューブシーラーの整備 (岡山県赤十字血液センター)	総務部経理課 広島市中区千田町 2丁目5-5	令和5年7月5日	日本ボールドウィン株式会社 (東京都港区芝浦四丁目9番25 号 芝浦スクエアビル)	2,255,000円	日本赤十字社会計規則第36条第4項 に該当するため。	
3	血小板振とう機の整備 (日本赤十字社 中四国ブロッ ク血液センター)	総務部経理課 広島市中区千田町 2丁目5-5	令和5年7月18日	株式会社 プリス (東京都台東区台東2丁目11番6 号)	17,440,500円	日本赤十字社会計規則第36条第4項 に該当するため。	
4	令和5年度 非常用自家発電保 全作業 (日本赤十字社 中四国ブロッ ク血液センター)	総務部経理課 広島市中区千田町 2丁目5-5	令和5年7月24日	川重商事株式会社 西日本本部 (大阪府大阪市北区曾根崎二丁 目12番7号)	10,010,000円	日本赤十字社会計規則第36条第4項 に該当するため。	